介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用までの流れ

H29.9版

相談

○市役所
本庁・高齢福祉課
支所・高齢福祉担当窓口

○地域包括支援センター
※お住いの地域によって、担当が異なります。

介護保険申請希望

※40歳から64歳までの第2号被保険者の方は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請を行います。

認定申請

- 要介護１～５ → 介護保険サービス
- 要支援１・２ → 総合事業
- 非該当 → ※総合事業を希望しない場合は、一般介護予防事業・介護保険外サービスを利用することができます。

総合事業希望

基本チェックリスト

- 総合事業対象 → 総合事業
- 非該当 → 一般介護予防事業

介護保険サービス

＜介護サービス＞
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 居宅介護住宅改修
- 福祉用具貸与
- 特定施設入居者生活介護（ｹｱﾊｳｽ、有料老人ﾎｰﾑ、ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅）
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護
- 特定福祉用具購入

＜地域密着型サービス＞
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設（小規模な特別養護老人ホーム）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護

＜介護予防サービス＞
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 居宅介護住宅改修
- 福祉用具貸与
- 特定施設入居者生活介護（ｹｱﾊｳｽ、有料老人ﾎｰﾑ、ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護
- 特定福祉用具購入

＋

総合事業

＜介護予防・生活支援サービス事業＞
○通所型サービス
- 通所介護相当サービス（これまでの介護予防通所介護）
- 通所型サービスA（基準や報酬を緩和したサービス）
- 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

○訪問型サービス
- 訪問介護相当サービス（これまでの介護予防訪問介護）

＋

一般介護予防事業

- いきいき百歳体操
- 介護予防サポーター

＜非該当・自立の方向けの介護予防事業＞
- 元気アップデイサービス
- 介護予防筋力トレーニング
- ボランティアポイント事業

※要介護・要支援認定を受けた方、総合事業対象者は利用できません。

＜介護保険外の高齢者福祉サービス＞
○生活支援サービス（※サービスにより要件が異なります。）
- 緊急通報装置の貸し出し
- 寝具クリーニング料金助成サービス
- 高齢者外出料金助成事業
- 理美容料金助成サービス
- 日常生活用具給付
- 配食サービス
- 高齢者紙おむつ給付サービス
- 緊急医療情報キットの給付

○居場所づくり事業
- 生きがいサロン
- 街中サロン